

一 全興三月分相入し、えんじり
 用カ工 日給二月三十一日以上二分えんじり
 兼役 〃 五月三十一日以上二分えんじり
 下工 〃 八月三十一日以上二分えんじり
 二 臨時休務及公休日八日給合款支給せんじり
 三年三月定期算給えんじり及全興五社(百十二日)日給三月以上支給せんじり
 四 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 五 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 六 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 七 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 八 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 九 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 十 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 十一 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 十二 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 十三 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 十四 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 十五 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 十六 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 十七 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 十八 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 十九 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり
 二十 労働一ヶ月分給えんじり分り分り支給せんじり

6. 6. 10
264

勞秘第ニ三三九號

昭和六年六月十二日

警視總監高橋守雄

内務大臣安達謙藏殿
 社会局長官殿

三河島蒺藜工場争議、件(第一報解決)

要旨 (一) 後述の如く争議介入し両者：警告文ヲ發ス
 (二) 本月九日労働五派解決セリ

標記 労働争議、本月九日解決セリ経過左ノ如シ